

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱

(目的)

第1条 府は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第18号。以下「改正省令」という。）附則第2項中に規定する各種学校を含む。以下同じ。）のうち国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置するもの（以下「私立高等学校等」という。）であって、大阪府内、滋賀県内、京都府内、兵庫県内、奈良県内又は和歌山県内に所在し、生徒の就学支援のために、授業料負担の軽減を図るとともに、学校の特色づくり、魅力づくりに積極的に取り組むものを大阪府私立高校生等就学支援推進校（以下「推進校」という。）として大阪府教育長（以下「教育長」という。）が指定することにより、府民の中学校卒業段階における自由な学校選択及び教育力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「授業料」とは、学則に記載している費用であって、授業料のほか、施設整備費、教育充実費など、原則、推進校に在籍する全ての生徒が納付すべき費用（特定の学科又はコースごとに規定されている費用を含む。）のうち、次の各号に掲げるものを除く費用をいう。

- (1) 入学料及び入学検定料等の入学時にのみ徴収する費用
- (2) P T A会費等の学校の設置者以外の者が管理する費用
- (3) 学年費や修学旅行積立金等の実費に相当する費用
- (4) コース費や補講料等の生徒が任意で選択する付加的な学習（高等学校等の全課程の修了に必要な単位の修得に関わらない学習をいう。）に要する費用

(推進校の要件)

第3条 推進校は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。
- (2) 入学者選抜において所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に不利になることがないよう配慮すること。
- (3) 生徒（大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条第4項に規定する生徒をいう。以下同じ。）又は保護者等（交付要綱第2条第3項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対し、授業料の納付を求めないこと。ただし、大阪府外に所在する推進校にあってはこの限りでない。
- (4) 授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。授業料が標準授業料を超えている場合にあっては、生徒又は保護者等に対し、給付型奨学金の交付や当該授業料の減免等を行うことにより、生徒又は保護者等に対し、標準授業料を超え

る額の負担を求めないこと。

- (5) 授業料の改定は、原則として、生徒の安全安心又は教育環境の充実を図ることを目的として行うこと。
- (6) 授業料の改定に際しては、生徒の就学に十分配慮するとともに、理事会で正式な議決を得る前に、あらかじめ教育長に協議すること。第4条第5項の規定による承認を得た場合は、当該協議に基づき、授業料改定の目的となる事業（以下「協議事業」という。）を実施すること。
- (7) 私立高等学校等のうち、改正省令附則第2項中に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第7号から第10号までの全てに該当すること。また、その設置者は、要綱第2条第2号及び第3号に該当すること。

（指定手続等）

- 第4条 推進校の指定を受けようとする私立高等学校等の設置者は、教育長が別に定める期日までに、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定申出書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 2 教育長は、前項に定める申出書が提出されたときは、その内容を審査し、当該私立高等学校等が前条の要件を全て満たすと認めるときは、推進校の指定を行うものとする。
 - 3 教育長は、前項の指定をしたときは、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定通知書（様式第2号）により当該私立高等学校等の設置者にその旨を通知するものとする。
 - 4 推進校の設置者は、前項により指定された内容を変更しようとするときは、あらかじめ大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更申出書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。
 - 5 推進校の設置者は、第3項により指定された内容のうち授業料を変更しようとするときは、前項の変更申出書を提出するまでに授業料の改定に係る協議様式（様式第4号）を教育長に提出し、前条第6号に定める事前協議を行い、その承認を得なければならない。
 - 6 教育長は、大阪府外に所在する推進校の設置者から前項に定める協議様式が提出されたときは、協議に関する情報を、当該推進校の所在する府県の知事に提供するものとする。
 - 7 教育長は、第4項に定める変更申出書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、変更の承認又は不承認の決定を行い、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更承認通知書（様式第5号）又は大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更不承認通知書（様式第6号）により、その内容を通知するものとする。
 - 8 推進校の設置者は、教育長の求めに応じ、前条各号の遵守状況及び前条第6号に規定する協議において提示した内容等の実施状況について報告を行うとともに、教育長が行う帳簿、書類その他物件の検査又は当該推進校への現地調査に協力するものとする。

（変更承認の取消）

- 第5条 教育長は、前条第7項に規定する変更の承認の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、変更の承認の決定を取り消し又は協議事業の内容を変更するものとする。
- (1) 天災地変その他変更の承認の決定後生じた事情の変更により協議事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 天災地変その他変更の承認の決定後生じた事情の変更により協議事業を実施することができない場合（推進校の設置者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

- 2 教育長は、前項の規定により変更の承認の決定を取り消したときは、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更承認取消通知書（様式第7号）により、その内容を通知するものとする。

（指定の取消）

第6条 教育長は、推進校の設置者が各号のいずれかに該当するときは、当該推進校と協議のうえ、指定を取り消すことができる。この場合、教育長は同時にその理由を示すものとする。

- (1) 第3条各号の要件を満たしていないとき
- (2) 第4条第8項に違反したとき
- (3) 推進校の設置者の責に帰すべき事情により、協議事業を実施することができないとき

- 2 教育長は、前項の規定に基づく推進校の指定の取消を行った場合は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定取消通知書（様式第9号）により、その内容を通知するものとする。
- 3 第1項の規定に基づく推進校の指定の取消を受けた私立高等学校等は、指定の取消の適用日前に在学している生徒について、第3条第4号に規定する措置を講じなければならない。
- 4 第1項の規定に基づく推進校の指定の取消を受けた私立高等学校等は、その取消の適用日から起算して3年を経過しない場合は、第4条第2項の規定に基づく推進校の指定を受けることができない。

（指定の辞退）

第7条 推進校の設置者は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定辞退申出書（様式第8号）により、当該推進校の指定の辞退を教育長に申し出ることができる。この場合において、推進校の設置者は、あらかじめ教育長に協議するとともに、指定の取消の適用日以後に入学する生徒が誤認することがないように、生徒募集の記載事項として明示する等の方法により、当該推進校の指定の辞退を申し出ていることを明らかにしなければならない。

- 2 教育長は、前項に基づく申出があったときは、当該申出の理由を斟酌したうえで、当該推進校の指定を取り消すものとする。
- 3 教育長は、第1項の規定に基づく推進校の指定の取消を行った場合は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定取消通知書（様式第9号）により、その内容を通知するものとする。
- 4 第2項の規定に基づく推進校の指定の取消を受けた私立高等学校等は、指定の取消の適用日前に在学している生徒について、第3条第4号に規定する措置を講じなければならない。この場合において、当該私立高等学校等は、当該生徒について推進校の指定を受けたものとみなす。
- 5 第2項の規定に基づく推進校の指定の取消を受けた私立高等学校等は、その取消の適用日から起算して3年を経過しない場合は、第4条第2項の規定に基づく推進校の指定を受けることができない。

（公表）

第8条 教育長は、第4条第2項に基づく推進校の指定又は第6条第1項に基づく指定の取消を行ったときは、その旨を公表するものとする。

- 2 公表は、府ホームページに掲載する方法等によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 大阪府私立学校審議会運営細則等を廃止する細則等の施行の日の前日において、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱(平成22年5月18日施行)第2条に規定する大阪府私立高校生等就学支援推進校に指定されている私立高等学校等については、この要綱の適用の日において推進校の指定を受けているものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月27日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第3号の規定は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に推進校に在学する第二学年又は第一学年(修業年限が二年の推進校にあっては、第一学年)相当の生徒及びその保護者等並びに同年4月1日から令和8年3月31日に推進校に在学する第一学年相当の生徒及びその保護者等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月18日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定申出書

本法人は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に定める条件に同意の上、推進校の指定を受けたいので、同要綱第4条第1項の規定により指定を申し出ます。

記

1 指定を申し出る学校等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定を申し出る場合は、その旨を記載すること。
※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 適用年月日 年 月 日

3 添付書類

- 学則（別表含む）
生徒募集要項

担当者氏名	
電話番号	

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定通知書

年 月 日付けの申出について、下記のとおり指定しましたので通知します。

記

1 指定内容等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 適用年月日 年 月 日

3 指定の条件

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第3条に規定する推進校の指定要件を全て満たすこと。

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更申出書

本法人は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に定める条件に同意の上、推進校に指定されている内容を変更したいので、同要綱第4条第4項の規定により指定の変更を申し出ます。

記

1 変更を申し出る内容

(変更前)

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

(変更後)

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定を申し出る場合は、その旨を記載すること。
※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 適用年月日 年 月 日

3 添付書類

- 学則（別表含む）
生徒募集要項

担当者氏名	
電話番号	

様式第4号

授業料の改定に係る協議様式					
設置者名 学校名 担当者名 担当者連絡先			大阪府との協議年月日 年 月 日		
1. 授業料改定の内容					
(1) 改定の額					
現行：授業料	円	その他経常的納付金	円	合計	円
改定後：授業料	円	その他経常的納付金	円	合計	円
改定額：授業料	円	その他経常的納付金	円	合計	円
(2) 改定予定時期					
2. 改定を行う理由					
理由					
3. 改定協議にかかる資料					
以下の資料を提出してください。					
(1) 事前協議シート一式					
○事前協議シート					
○生徒数推計シート					
○事業収支計画書					
(2) 授業料改定要素となる事業にかかる見積書					
(3) 授業料改定要素となる事業にかかる工程表					

様式第5号

教 私 第 号
年 月 日

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更承認通知書

年 月 日付けの申出について、下記のとおり指定内容の変更を承認しましたので通知します。

記

1 変更内容等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 適用年月日 年 月 日

3 指定の条件

- (1) 大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する推進校の指定要件を全て満たすこと。
- (2) 要綱第4条第5項の規定による承認を受けた協議事業について、当該事業が完了するまでの間、毎年度、当該事業の実施状況を報告すること。
- (3) 変更承認後の事情の変更等により、協議事業を変更又は中止する場合は速やかに申し出ること。

様式第6号

教私第 号
年 月 日

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更不承認通知書

年 月 日付けの申出について、不承認としましたので通知します。

様式第7号

教私第 号
年 月 日

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更承認取消通知書

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第5条第1項の規定により教私第 号
年 月 日付けで行った指定内容の変更承認について、下記のとおり取り消しましたので通
知します。

記

1 取消内容

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 取消後の指定内容等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

3 適用年月日 年 月 日

4 取消理由

様式第 8 号

文 書 番 号
年 月 日

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定辞退申出書

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第 7 条第 1 項の規定により、大阪府私立高校生等就学支援推進校の指定の辞退を申し出ます。

1 指定の辞退を申し出る学校等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定の辞退を申し出る場合は、その旨を記載すること。

※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 適用年月日 年 月 日

3 辞退の理由

担当者氏名	
電話番号	

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定取消通知書

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱

第6条第1項（指定の取消）
 第7条第1項（指定の辞退）

の規定により、下記のとおり指定を取り消しましたので通知します。

記

1 取消内容

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 適用年月日 年 月 日

3 取消理由

4 附則

- 取消の適用日以後に入学する生徒の進路選択に支障がでないよう、生徒募集の記載事項として明示する等の方法により、指定の取消を受けたことを明らかにすること。
- 大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第7条第1項に規定する指定の辞退に伴う取消の適用日前に在学している生徒について、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第3条第4号に規定する措置を講ずること。